

## 都市計画法第40条第1項による帰属（付替）について

都市計画法(以下「法」という。)第40条第1項による帰属(付替)について、法第29条による開発許可を受けた後、許可書の書類のうち、以下の書類の写しを建設総務課(帰属登記担当)へご提出ください。

- 開発行為許可申請書 ○ 開発区域区域図 ○ 土地利用計画図 ○ 土地公図の写し
- 求積図 ○ 従前の公共施設一覧表 ○ 新設する公共施設一覧表 ○ 付替に係る公共施設一覧表
- 都市計画法第32条同意書の写し

法第36条第3項に基づく公告の日の翌日(帰属の効果を生ずる日。以下「帰属日」という。)以後、公共施設用地として一宮市に帰属する土地及び開発許可を受けた事業者<sup>1</sup>に帰属する土地に係る登記手続を一宮市が行います。つきましては、関係する以下の準備をお願いします。

- ◆ 開発許可を受けた事業者<sup>1</sup>に帰属する土地について、表題登記をしてください。
- ◆ 付替に係る土地については、用途ごとに分筆登記をし、地目変更登記をしてください。  
ただし、帰属日以後事業者<sup>1</sup>に帰属する土地については、市が必要と認めた場合に限りま
- ◆ 付替に係る土地については、当該地の登記簿地積と実測面積を一致させてください。  
ただし、公差範囲内の場合は、この限りではありません。
- ◆ 帰属日以後一宮市に帰属する土地に存在する貴所有権以外の権利は、抹消してください。  
ただし、電力会社の地役権等についてはお問い合わせください。

※付替に係る土地については、上記の条件を満たす必要があり、いずれかが不足する場合は法第36条第3項に基づく公告は行えませんので、ご承知おきください。

### ○ 公告・登記事務に必要な書類

#### ★建設部建設総務課へ提出いただく書類★

##### <新設部分(一宮市に帰属)>

- **登記原因証明情報及び承諾書** (別紙参照)
    - ・ 実印で作成されたもの。あわせて捺印をいただければ幸いです。
    - ・ 帰属日及び書類作成日は、空欄で作成してください。
  - **印鑑証明書**
  - **公図の写し**
  - **全部事項証明書**
  - **地積測量図の写し**
- 分筆・地目変更・抵当権抹消登記等が完了した最新のものをご提出ください。
- **工事検査済証の写し**(工事検査済証が交付されている場合)
  - **履歴事項全部証明書等**(土地の全部事項証明書と印鑑証明書の住所が異なる場合:法人)
  - **住民票等**(土地の全部事項証明書と印鑑証明書の住所が異なる場合:個人)

##### <従前部分(開発許可を受けた事業者<sup>1</sup>に帰属)>

- **全部事項証明書**
- **登録免許税に応じた収入印紙**(※市で税額を計算し事業者<sup>1</sup>に連絡⇒所有権移転登記時に事業者から受領・嘱託書に貼付し、法務局へ提出)

**\* 都市計画法第 40 条第 1 項(抜粋)**

「開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第 36 条第 3 項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は地方公共団体に帰属するものとする。」

◆登記に関するお問い合わせ先

〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号  
一宮市役所 建設部建設総務課 用地グループ  
電話 0586-28-8629

(2022年4月1日 改訂)